

# 政令案に係る参考資料

# 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

## <主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

## <施行日>

- (1)~(5)：平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：平成25年8月  
旧三公社の追加費用削減：平成27年10月

# 「年金払い退職給付」の概要

被用者年金一元化法附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(中略)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。



地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律  
(平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第97号)

## <概要>

- 半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給(60歳まで繰上げ可能))。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可)。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定(労使あわせて1.5%)。  
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

## 「年金払い退職給付」のイメージ

モデル年金月額  
約1.8万円/月(想定)

【積立方式】

有期年金(20年間)

終身年金

※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

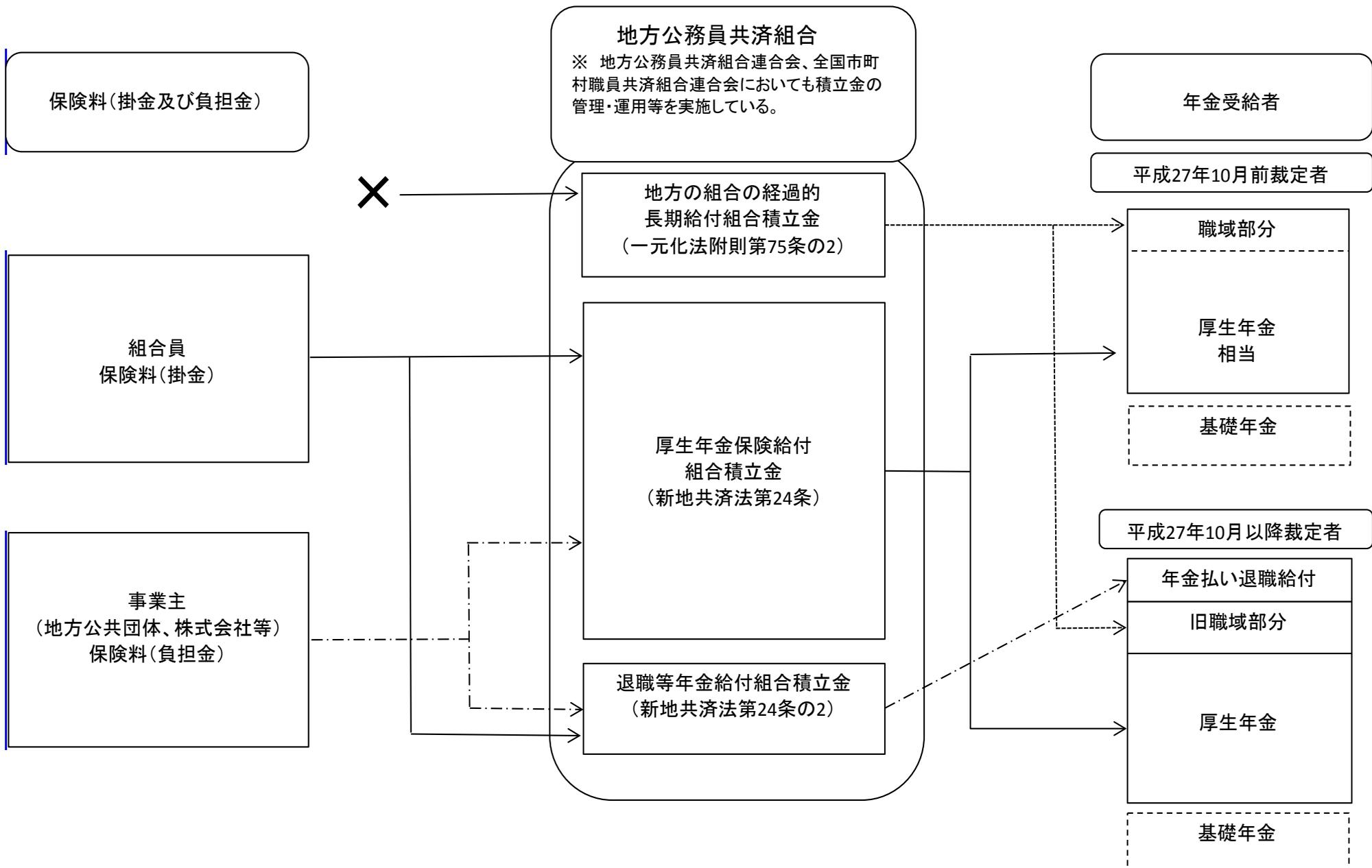
## (参考) 現行の職域部分

モデル年金月額  
約2万円/月

【賦課方式】

終身年金

平成27年10月以降の地方公務員共済組合等の年金積立金等について



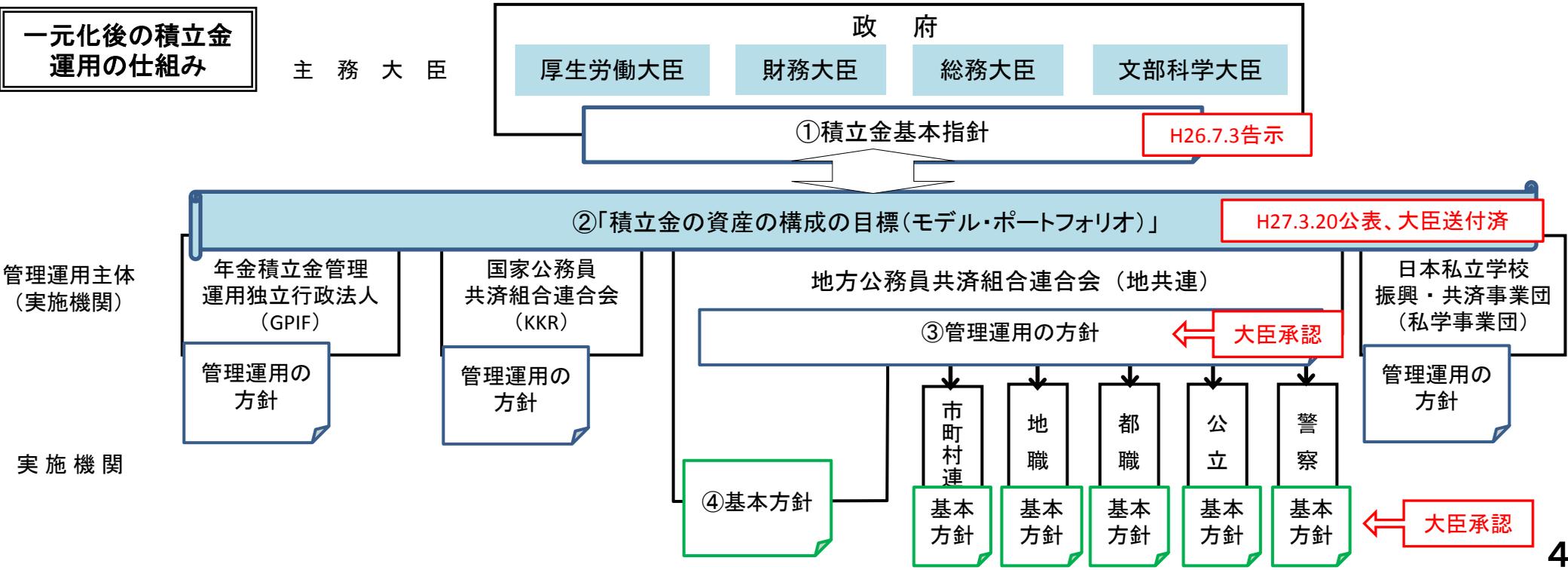
# 被用者年金一元化後の積立金の運用について

➤ 平成27年10月の被用者年金一元化後も、効率性の観点から年金に係る保険料徴収・給付及び積立金の管理・運用などについて、引き続き共済組合等が実施することとされている。

- ① 主務大臣(※1)が、共同で、「積立金基本指針」を策定(H26.7.3告示済)
- ② 管理運用主体(※2)が、共同で、「積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)」を策定(H27.3.20公表、大臣送付済)  
デフレから脱却しつつある我が国の経済状況を踏まえ、国内債券中心の現在の基本ポートフォリオの考え方を見直し、国内外の株式や外国債券を含めた分散投資によって、長期的に、最小のリスクで、年金財政上必要な運用利回りを確保できることを運用の目標とする。
- ③ 地共連が、各地方公務員共済組合等(実施機関)の共通の方針となる「管理運用の方針(地共済におけるポートフォリオ(H27.3.27公表を含む))」を策定
- ④ 各地方公務員共済組合等において、「基本方針(基本ポートフォリオを含む)」を策定

(※1)厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣の4大臣

(※2)年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員共済組合連合会(KKR)、地方公務員共済組合連合会(地共連)、日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)の4機関



## 被用者年金一元化後の積立金の運用について2

➤現行の地共法第25条前段では、「組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。」とされており、具体的には、地共済令第16条においてその運用方法を規定。

### 現行の運用方法

- (1)銀行その他主務省令で定める金融機関への預金
- (2)地方公共団体への一時借入れに対する貸付け(市町村連合会・地共連は、組合への一時借入れへの貸付け)
- (3)信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託
- (4)国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券等、有価証券の取得
- (5)不動産の取得
- (6)組合員を被保険者とする生命保険の保険料の払込み



- 各組合等における運用対象は、GPIFの運用対象に倣う。(1)~(8)
- 一元化後も地共済法第25条前段の規定は改正されていないことから、引き続き共済組合の目的に沿った独自運用資産による運用を行う。(9)~(11)

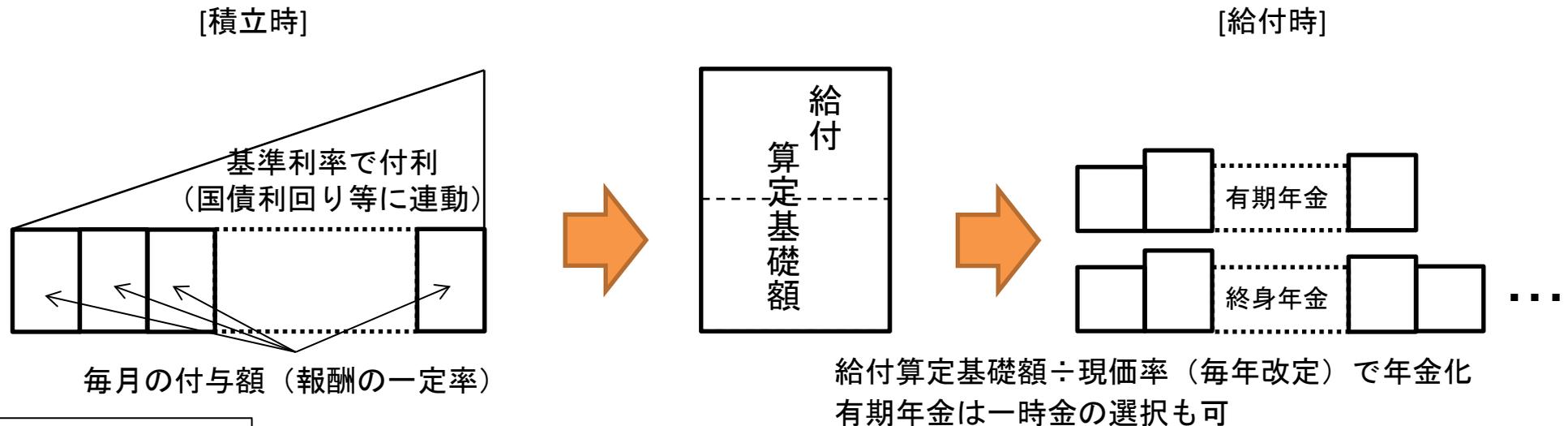
### 一元化後の運用方法

- (1)有価証券(金融商品取引法による限定あり)
- (2)預金又は貯金(厚労大臣・主務大臣の定めるものに限る。)
- (3)信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託(その運用方法について限定あり)
- (4)組合員を被保険者とする生命保険の保険料の払込み
- (5)有価証券(金融商品取引法による限定あり)の特定の者に対する貸付け
- (6)債権オプションの取得又は付与
- (7)先物外国為替(市場デリバティブ取引を除く。)の売買
- (8)通貨オプション(市場デリバティブ取引を除く。)の取得又は付与
- (9)不動産の取得
- (10)地方公共団体への一時借入れに対する貸付け(市町村連合会・地共連は、組合への一時借入れへの貸付け)
- (11)組合の経理単位に対する資金の貸付け

# 「年金払い退職給付」の給付設計・財政運営

## 給付設計

- 毎月の報酬の一定率と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算（キャッシュバランス方式）
- 基準利率の設定等について保守的な設計を行い、追加拠出リスクを抑制
- 基準利率の変動や寿命の伸び等を踏まえて年金額を改定



## 財政運営

- 少なくとも5年ごとに財政再計算を実施（保険料を計算する際の予定利率等の仮定を慎重に設定、設立当初は早期に再計算を実施等）
- 毎年の決算時に財政検証を行い、財政の健全性を確認
- 保険料率は労使あわせて1.5%を上限（本人負担分（全体の半分）に0.75%の上限を法定）

# 共済年金に係る制度的な差異の解消

	厚生年金	共済年金	一元化後の共済年金の取扱い
①未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族（甥、姪など）	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人	○制度間差異の解消のため、 <u>厚生年金に取扱いを揃える。</u> (既裁定・未裁定旧職域年金共通)
②老齢給付に係る在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は（賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。  ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。 ※一元化前の取扱い	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式  ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合（賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。	○受給している年金を合算のうえ、厚生年金の方式により、一部又は全部の支給停止を行う。 ※その際、一元化前から引き続き被保険者等である場合は、一定の配慮措置あり。 ○職域部分については、従前どおりの取扱いとする。
③遺族給付に係る取扱い	○年齢要件 夫・父母・祖父母について55歳未満である場合、遺族厚生年金の受給権は発生しない。 ○若年停止 障害のある夫・父母・祖父母についても（障害の有無に関わらず）60歳まで支給停止。 ○失 権 子又は孫（配偶者がいない場合に限る）は20歳になった場合（障害の有無に関わらず）失権する。	○年齢要件 夫・父母・祖父母について遺族共済年金の受給権発生時における年齢要件なし。 ○若年停止 障害のある夫・父母・祖父母については60歳未満でも支給停止しない。 ○失 権 障害のある子又は孫（配偶者がいない場合に限る）は20歳になった場合でも失権しない。	○未裁定旧職域年金については、制度間差異の解消のため、 <u>厚生年金に取扱いを揃える。</u>  ○既裁定年金については、既に受給していることから、既得権保護のため従前どおりの取扱いとする。
④端数処理	○現行の厚生年金保険法 保険給付の裁定又は額の改定については、百円単位で端数処理。（50円未満の場合の端数がある場合は切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、100円に切り上げ）  ○一元化法による改正後厚生年金保険法 保険給付の裁定又は額の改定については、1円単位で端数処理。（50銭未満の場合の端数がある場合は切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、1円に切り上げる）	○現行 年金支給額の決定又は改定する場合、百円単位で端数処理。（50円未満の場合の端数がある場合は切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる）	○制度間差異の解消のため、改正後厚年法による <u>厚生年金に取扱いを揃える。</u>



# 追加費用の削減

(平成25年8月1日施行)

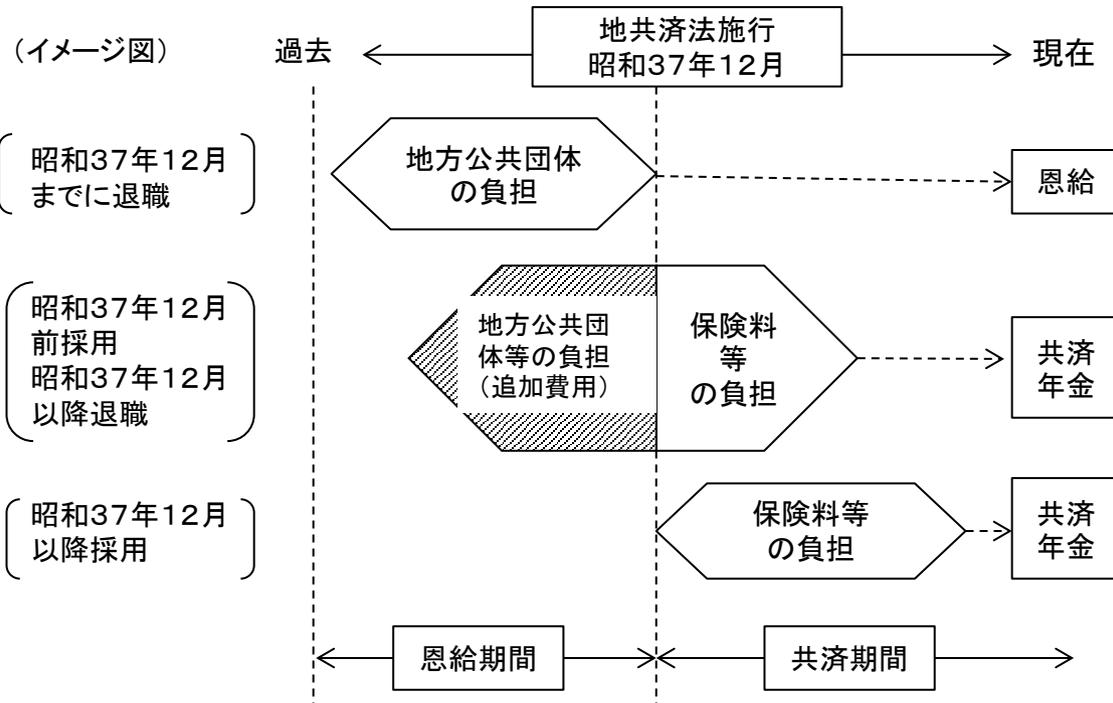
○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。

(追加費用について(地方公務員共済の場合))

- ・ 昭和37年まで恩給制度が適用されており、37年以後も引き続き地方公務員である者については、新たに設けられた地方公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、地方公務員の恩給を地方公共団体が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての地方公共団体等が負担することとしている。

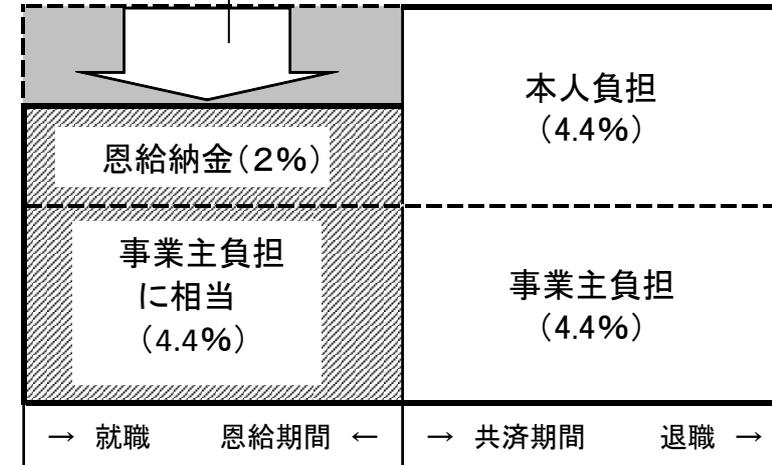
## 追加費用について(地方公務員共済の場合)



## 追加費用の減額の考え方

※ 恩給期間の本人負担は2%であり、共済制度発足当初の本人負担4.4%より低いことから、事業主負担を合わせた負担に見合って27%減額する。

$$(8.8 - 6.4) \div 8.8 = 27\% \text{負担が少ない}$$



(注)追加費用は、平成27年度予算額で国共済(国負担分):約1,800億円、地共済(地方公共団体負担分):約5,700億円

# 被用者年金一元化法による追加費用削減に係る 地方公務員等共済組合法施行令等の改正について(概要)

## 法律の概要

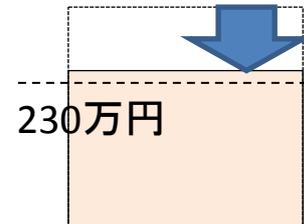
追加費用対象期間を有する者の年金について以下の減額を行う

### ①ステップA



(**年金額** + 基礎年金の額) > 230万円  
⇒減額開始

### ②ステップB



(年金額 + 老齢基礎年金\*)の**追加費用期間相当部分**の27%を減額  
ただし、年金額の10%を減額の上  
限とする

\* 老齢基礎年金の組合員期間相当部分  
(退職共済年金を受給できる場合のみ)

### ③ステップC



減額後の年金額を決定額とする。  
(減額後の**年金額** + 基礎年金の額) < 230万円  
となるときは230万円を保障

## 政令の概要

①追加費用対象期間について具体的に規定。

②複数の共済年金を併給している場合、ステップA、ステップCにおいて、230万円基準にかける年金額は併給調整後の額とする。

③加給年金の支給停止措置を受ける場合、ステップA、ステップCにおいて、230万円基準にかける年金額は支給停止後の額とする。

④共済控除期間をもつ場合は、追加費用対象期間相当部分から既に共済控除期間に係る減額措置を受けた部分を除く旨を規定

⑤老齢基礎年金の組合員期間相当部分の算定方法を規定。